

福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理 施設整備・運営事業者審査委員会設置要綱

〔平成22年2月19日〕
〔告示第2号〕

（設置）

第1条 可燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施の検討及び本事業に係る民間事業者の選定に当たり、その公平かつ適正な実施を確保するため、福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、組合管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を管理者に報告する。

- (1) 本事業のうち民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の趣旨にのっとりDBO方式による事業に係る実施方針の策定、特定事業の選定、民間事業者の選定等に関すること。
- (2) 本事業に係る民間事業者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札方式によって行う場合の同条第4項に規定する学識経験者の意見聴取に関すること。
- (3) その他本事業に関し、管理者が必要と認める事項。

（組織）

第3条 審査委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、組合の構成市町の職員（副市町長を含む。）及び学識経験を有する者のうちから管理者が選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(入札等の制限)

第8条 委員自らが関係を有する法人は、本事業に対する入札及び提案をすることができない。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(事務局)

第10条 審査委員会の事務局は、組合事務局に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 施行日以後、最初に開催される審査委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。